

平成 30 年度第 2 次補正予算事業承継補助金の概要

1. 事業の目的

後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等が、経営者の交代や、事業再編・事業統合を契機とした経営革新等を行う場合に、その取組に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の世代交代を通じた我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 対象となる事業承継について

(1) 後継者承継支援型（又は「Ⅰ型」という）

事業承継（事業再生を伴うものを含む）を行う個人及び中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件を満たすこと。

- ・経営者の交代を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- ・産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。
- ・地域の需要や雇用を支える者であり、地域の需要や雇用を支えることに寄与する事業を行う者であること。

(2) 事業再編・事業統合支援型（又は「Ⅱ型」という）

事業再編・事業統合等を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件を満たすこと。

- ・事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- ・産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。
- ・地域の需要や雇用を支える者であり、地域の需要や雇用を支えることに寄与する事業を行う者であること。

3. 事業承継の要件

(1) 事業承継の要件

本補助事業の対象となる事業承継は、2016年4月1日から補助対象事業期間完了日または、2019年12月31日のいずれか早い日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者（以下「被承継者」という。）と事業を引き継ぐ者（以下「承継者」という。）の間でM&A等も含む事業の引き継ぎを行った又は行うこととし、3.（2）で定める形態を対象とする。

(2) 事業承継形態に係る区分整理

① 承継者が個人事業主の場合

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者条件	申請の類型
個人事業主	事業承継をする(した)事業以外の経営を行っている ※1	事業譲渡	法人	Ⅱ型・Ⅰ型
			個人事業主	Ⅱ型・Ⅰ型
	事業承継をする(した)事業以外の経営を行っていない	事業譲渡	法人	Ⅱ型
			個人事業主	Ⅰ型

② 承継者が法人かつ被承継者が法人の場合

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者条件	申請の類型
法人	代表者が交代する(した)	同一法人	法人	Ⅰ型
	法人間で右のいずれかに該当する行為を行った ※予定も含む	吸収合併	法人	Ⅱ型
		吸収分割	法人	Ⅱ型
		事業譲渡	法人	Ⅱ型
		株式交換	法人	Ⅱ型
		株式譲渡	法人	Ⅱ型
		株式移転	法人	Ⅱ型
		新設合併	法人	Ⅱ型

③ 承継者が法人かつ被承継者が個人事業主の場合

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者条件	申請の類型
法人	申請者である法人の総議決権数の過半数を有する者と、被承継者である個人事業主が同一	事業譲渡	個人事業主 ※2	原則、申請出来ない ※2
	申請者である法人の総議決権数の過半数を有する者と、被承継者である個人事業主が同一でない		個人事業主	Ⅱ型

※1 承継時において、承継者が個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している者である場合。

※2 ただし、2016年4月1日以降から交付申請日までの間に、被承継者たる個人事業主に対する事業譲渡による事業承継が行われており、その承継者たる個人事業主が事業承継対象期間内(2016年4月1日～2019年12月31日)に法人化した又はする予定の場合は、Ⅰ型の申請対象とする。

(3) 承継者の代表者が承継以前に代表権を有していない場合における資格要件
3. (2) 事業承継形態に係る区分整理の内、後継者承継支援型（Ⅰ型）に申請をする場合もしくは事業再編・事業統合支援型（Ⅱ型）において事業承継が申請時点で完了していない場合、補助対象者となる承継者の代表者は、次のいずれかを満たすこと。

① 経営経験を有している（事業）者

- ・対象企業の役員として3年以上の経験を有する者
- ・他の企業の役員として3年以上の経験を有する者
- ・個人事業主として3年以上の経験を有する者

※上記について、2019年12月31日までに上記基準の年数を超えること。

② 同業種での実務経験などを有している（事業）者

- ・対象企業・個人事業に継続して6年以上雇用され業務に従事した経験を有する者
- ・対象企業・個人事業と同じ業種において通算して6年以上業務に従事した経験を有する者

※上記について、2019年12月31日までに上記基準の年数を超えること。

③ 創業・承継に関する下記の研修等を受講した（事業）者

- ・産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けた者
- ・地域創業促進支援事業（平成29年度以降は潜在的創業者掘り起こし事業）を受けた者
- ・中小企業大学校の実施する経営者・後継者向けの研修等を履修した者

※補助事業期間内に受講する場合を含む。

4. 補助対象事業

後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等において、経営者の交代又は事業再編・事業統合を契機とした承継者が行なう経営革新等に係る取組を補助対象とする。

(1) 中小企業者等である被承継者から事業を引き継いだ中小企業者等である承継者による経営革新等に係る取組であること。

(2) 補助対象事業は、以下に例示する内容を伴うものであり、補助対象事業期間を通じた事業計画の実行支援について、認定経営革新等支援機関の記名・押印がある確認書により確認される事業であること。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入

- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 上記によらず、その他の新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組、事業転換による新分野への進出 等

5. 補助事業期間

交付決定日（9月上旬）～2019年12月31日（最長）

6. 補助上限額、補助率

タイプ	申請の内容	補助率	補助金額の範囲	上乗せ額 ※1
【Ⅰ型】 後継者承継 支援型	・小規模事業者 ・従業員数が小規模事業者 と同じ規模の個人事業者	2/3以内	100万円以上～ 200万円以内	+300万円以内 ※2 (補助上限額の合計は500万円)
	小規模事業者以外	1/2以内	100万円以上～ 150万円以内	+225万円以内 ※2 (補助上限額の合計は375万円)
【Ⅱ型】 事業再編・ 事業統合 支援型	審査結果上位	2/3以内	100万円以上～ 600万円以内	+600万円以内 ※2 (補助上限額の合計は1,200万円)
	審査結果上位以外	1/2以内	100万円以上～ 450万円以内	+450万円以内 ※2 (補助上限額の合計は900万円)

※1 事業転換*により廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（Ⅱ型のみ計上可）がある場合のみ認められる補助金額。なお、上乗せ額の対象となる廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（Ⅱ型のみ計上可）のみの交付申請は出来ないので注意すること。

※2 廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（Ⅱ型のみ計上可）として計上できる額の上限額。

* 事業転換とは、少なくとも1つの事業所又は事業の廃業・廃止を伴うものをいう。

7. 交付申請受付期間

2019年7月5日（金）～7月26日（金）19:00 ※必着（時間厳守）

8. 交付申請方法

事業承継補助金事務局が構築する補助金システムの申請マイページ（事業承継補助金ポータルサイト(<https://www.shokei-hojo.jp/>)よりアクセス可)より、原則、申請すること。